京都・祇園町南側の町つ 終(の住処)の町の仕組み・

戦略的研究 -Re-DANCHI leaflet

文部科学省 私立大学 戦略的研究基盤形成支援事業 『集合住宅"団地"の再編(再生・更新)手法に関する技術開発研









図 2. 総会風景 3)

設立主旨要約

- ・ 1) 祇園町は祇園社の門前町として栄えた
- ・ 2) 自主的努力により「祇園情緒」を築いてきた
- 3) 今後とも、この伝統を継承することが使命
- 4) 行政当局がこの歴史を踏まえず独善的な計画をする となれば、大きな問題
- 5) 祇園町は、世界に誇る接客文化の町として生きるこ とが将来的な課題
- 6) この課題に対して、行政機関等と住民を代表する機 関として正式折衝できる組織として設立

図 3. 設立主旨 4)

祇園町南側町づくり物語

古くから花街として栄える京都市祇園地区は、多 くの伝統的な木造建築が残る地域である(図1)。本 地区の町並みを活かした町づくりを進めるにあたっ ては、行政が主体となって伝統的建築物群保存地区 として保護することも可能であったが、住民は、そ れを望んでおらず、住民が主体となって活動できる 方法での町並みの維持・更新が必要と考えていた。

このような経緯から、吉田氏が町づくり顧問を 務める「祇園町南側地区協議会」が設立されてから 17年が経った(図2、3)。この間、全ての通りが 石畳化され、その成果に住民の方々も驚きを隠せず にいる。また、協議会が設立されたことがきっかけ となって地元の方々同士の交流も深まり、2013年の 京都府下における大雨による祇園の花見小路が水浸 しになった際にも、手が空いている人達で留守の家 の中に入り、水を掻き出すなど、さながら「祇園村」 とも呼べる繋がりが生まれてきている。

本稿では、祇園町住民が望んでいるにもかかわら ず、実現を阻む制度上の障害を取り払うことにより 可能となった住民主体の景観維持、そしてまちづく りの取り組みを紹介する。

1. 祇園町南側地区協議会設立

平成8年8月10日に祇園ホテルに て祇園町南側地区協議会の設立総会が 開催された(図2)。主旨文では行政 に頼らず、住民主体でまちづくりを行 なっていくことが詠われている(図3)。

協議会は祇園町南側(公称町)の住民で構成しているが、299世帯と世帯数が多いため、5つの私設町(花町、花見町、八坂町、有楽町、新有楽町)に分けて、町の運営を行っている(図4)。

協議会に役員会を設け、各私設町から3名以上の役員が選出され、15名以上のメンバーで運営される。 当時、この協議会の設立は新聞にとりあげられ話題となった(図5)。

2. 祇園町南側の町の様子

祇園町南側は明治以降に形成された町で、お茶屋そのものは江戸時代から少しづつ形をかえて、現在に継承されている。祇園町南側は、建仁寺の境内地の一部を京都府が地上げを行い、町地に開放し、お茶屋「一力」に売却させた。京都の振興策に寄与するものであった。当時の地租税は、高額であったので、支援策として女性の自立を支援する学校法人「女紅場」を設置させて、税の軽減がなされた。

現在、祇園町南側では全ての通りに名前がつけられ(図6)、土地は女紅場学園の他、3者の所有であり、借地・持家の形態で市街地が形成されている(図7)。これにより、この地域では大規模の建物は建設されず、均等的な木造二階建ての建物が多くまとまりのある景観が維持されてきたと思われる。

お茶屋の分布をみると、1967年と比較して、年々減少している(図8、9)。お茶屋経営の難しい点として、伝統的な風習を守り、芸舞妓を育てる一方で、その利用者は減少し、経営が苦しいことを反映して、新規の参入者が少なくなっていることが問題としてあげられる。

また、お茶屋の経営は、当地区に 在住することが条件である。このよ うな仕組みの中で、町は維持されて いる。近年、人口はあまり減少して いないが、高齢化が進み、特に、子



図 4.5つの私設町 5)



図 6. 現在の南側地区の地図 7)



図 8. お茶屋の分布(1967 年)⁹⁾



図 10. 居住者の推移 11)

供の居ない町となっていることが今後の課題となっている(図10)。

平成9年のアンケート調査によると紙園町南側地域で株式会社を運営しているところは2つのみで残りは全て自営業である。ここで面白いのがまちへの満足度である。建物自体や事業地としての満足度が高く、定住意向も非常に強い(図11)。その背景には喫茶店などがコーヒー1杯からでも宅配してくれるなどのサービスが根付いていることが理由にあると思われる。

町並みに対する意識では「木造が良い」や「伝統的な建築様式が良い」などの意向が強いが、それを維持するには制度上難しいことが多いのが現状である。



図 5. 活動がとりあげられた新聞 6)



図 7. 土地の所有者 8)



図 9. お茶屋の分布(1996 年) 10)

定住意向

不明

17

8る

住みたいが移ることになる

移りたいがすむことになる

ずっと住みつづける

図 11. 定住の意向 ¹²⁾

3. 町並み景観整備

本協議会において、住民の要望に 対して障害となる法制度を打破する ための様々な試みを行った。その中 で他地域ではあまり紹介されていな い取り組みを紹介する。

まず、家屋の保存修景においては、

- ・確認申請は京都市に限定
- ・屋外広告物の制限
- ・様式を絵で示し、外観に助成
- 防火、準防火地域の指定を解除
- ・二項道路を三項道路に などの取り組みを行なった。 街路の美装化では
- ・私道(幅員 4m 未満)を石畳化 が特徴的と言える。
- 3-1. 確認申請は京都市に限定

歴史的景観保全修景地区の基準

- 1)建築物の位置:1階壁面が道路から1.8m以上離れな
- 2)建築物の高さ:15m以下、道路等から見える部分は12m以下
- 3)建築物の形態、意匠:屋根勾配は3/10~4.5/10とし、和風意匠とする(様式基準)
- 4)壁面の後退:道路から原則O. 9m以上後退し、軒庇、軒を設けること
- 5)修景: 2階窓には、可能な限り「すだれ」をかける

図 12. 歴史的景観保全修景地区の基準 13)

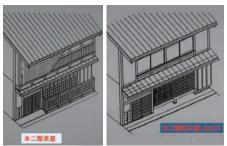


図 13. 様式を示した絵 14)



図 14. 代替措置を行なった防火建築 15)

まず地区景観協定をつくり、建築物などに規制をかけた。しかし、それだけでは確認申請を事情の知らない他府県の民間機関に依頼する抜け道が存在するため、確認申請は京都市審査課に限定した(図12)。

3-2. 屋外広告物の制限

屋外広告物については最近も規制を強める動きをしており、突き出し看板は、1階部分に設けること、暖簾については営業時間中に限って掲出を可能としている。

3-3. 様式を絵で示し、外観助成

修景計画に様式を事例的に示し、 それに寄与する外観デザインであれば、助成を行う制度としている。外 観変更する場合は、事前に、地元協 議会に届出をし、同意が得られれば、 市に申請を行い、助成の協議が進め られ、承認が得られれば着工となる (図 13)。

3-4. 防火、準防火地域の指定を外す

祇園南地区は防火、準防火地域に 指定されているため、住民の望む、 伝統的な構法は建築確認申請の確認 が難しく、確認を得るための構造計

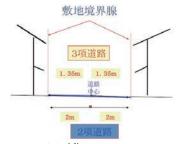


図 15. 三項道路 16)



図 16. 三項道路指定地域 17)



図 17. 三項道路沿いの建物 18)

算をしようとしても多額のコストがかかってしまう。もし、伝統的建造物群保存地区ならば建築基準法の緩和措置を受けられるが、まちづくりとして町並保全修景地区の指定をうけている当地区ではそれが受けられない。そこで、安易に町並みを損なう防火方法を行うのではなく、伝統的な町並みを受け継ぎながらも準防火地域の建築基準に適合する代替措置を行うことを条件に、防火、準防火地域の解除が行われた(図 14)。

3-5. 二項道路を三項道路に

古くからの細い(1間半)街路が残る当地区では、現行制度の二項道路を遵守し、道路中心線より2mセットバックを行っていくと街並がガタガタになってしまう。そこで三項道路(道路中心より1.35m後退)の指定が行われた(図15、16)。また、敷地境界より壁面を0.6m後退させることを義務づけることを地区計画で定め、境界上に壁が建つことを防いでいる(図17)。

3-6. 私道を石畳化

この事業に関しては誰がお金を出 し、どのようにして施行するかが課



図 18. 石畳竣工祝賀会 19)



図 19. 石畳竣工式 20)

題であった。そこで整備方法として 当地区にある公共事業を行うことが 可能な「ウインズ(農水省管轄)」(馬 券売り場)に石畳舗装工事の発管轄 が、工事の完了後に道路の発管で を引き継ぐ方法をとった。これたで を引き継ぐ方法をとったでで があるの別機関として、「NPO 祇園 町南側地区まちつる。この事業は として、平成14年から石 を対して、23年に全道路が石 にとばに行い、23年に全道路が石 化された(図18.19)。

4. 景観から町づくり

次にソフトの部分を説明する。まず、「祇園町南側地区町式目」という近所付き合いのルール、暮らしの作法を箇条書きで定めた。

4-1. 転出転入時はあいさつをする

当地域は周辺が繁華街として栄えているため、性風俗や暴力団関係の店舗、大型店舗、コインパーキング等が地区内に入り込まないように「地区計画」で業種を制限している。また、転入時に名義人、店名などを協議会へ届け出ることをルール化することで不慮の出店を防いでいる。非常に窮屈なルールではあるが、これまでのところよく守られ、上記のような店舗は現れていない。

4-2. 夜中、玄関灯をつけること

戦後からこれまで当地区では火 事、ボヤは二度しか起きていない。 放火などの犯罪を防ぎ、歴史ある町 並みを守るためにも、各住戸の玄関 灯や外灯を夜中中点灯することを定 めている。省エネの点から否定的な 意見もあったが、安全が第一である ということで定めるに至った。

4-3. 防火訓練

歴史的景観保存修景地区に定めら れた次の年(平成12年)から南側 地区だけの消防訓練を毎年、そして、 学区及び行政区の防災訓練を併せ年 3回行っている(図20-22)。

4-4. 防犯パトロール

平成 19 年度より防犯対策や舞子 さんへのイタズラを防ぐためにも協 議会の有志がお揃いの制服を着て町 内をパトロールしている。

4-5. 町美化支援協力金制度

平成25年度より全住戸に町美化 支援協力金として年1000円を徴収 し、金銭的な協力をしてもらうと共 に、ガムのポイ捨てに対して清掃活 動を行っている。道路にポイ捨てさ れたガムをヘラでとっていくという この活動が平成25年10月に実施さ れ、60名余りの参加があり、毎年行 うことが決められた(図23-26)。

5. 祇園町の今後の展望

これまで述べた事例では町の特性 を読みながら様々な努力によって障 害となる制度を乗り越え、住民主体 でルールを決めてきた。

祇園町南側活性化計画には、

「一流の発想とそれを実現させる パワーだけが一流のものを生む のである。住民の英知とパワーを 結集して、この町が一流でありつ づけることを目指そう」

と詠われている。当初の目標期間で あった15年間が経ち、協議会も会 長が交代し第二周期に入ってきてい る。現在の目標は地区内の廃校となっ た中学校の活用案が検討されている。

古くから今まで庶民の町として栄え てきた祇園町南側地区は、これから も伝統的建築物保存地区のように国 の制度で守られるまちに安住するの ではなく、自分たちの力でまちを守 り・更新する活動が継続的に展開さ れていく町でありたいと願う。



図 21. 防火訓練 22





図 25. ポイ捨てのガムをヘラでとる ²⁶⁾





図 22. 舞子さんも参加する防火訓練 23



図 24. 町美化活動 25)



図 26. ポイ捨てのガムをヘラでとる ²⁷⁾

出典

1) 『祇園地域の歴史を活かしたまちづ 聞,1996/8/9. くり』京都市(都市景観課)1992.

2) 『祇園の町並み景観』祇園町南側地 区協議会,2006.

3)4)15)18) ~ 27) 撮影: 吉田秀雄 5)8)9)10)12)『祇園南地域景観整備調査報 告書』京都市都市景観課/平成8-9度実施

7)『歴史的景観を守り発展させる諸制 度』第2版/祇園町南側地区協議,2006. 11)16) 吉田秀雄

13)14)「祇園町南側歴史的景観保全修 景地区指定計画書」/平成11年6月 告示.

6) 朝 日 新 聞 ,1996/8/10, 京 都 新 17)「祇園南側3項道路指定図」より転載

『京都・祇園町南側の町づくり ―終(の住処)の町の仕組み―』

レクチャー:吉田秀雄(祇園町南側地区協議会)

記録・作成:塗師木 伸介(関西大学大学院 博士前期課程) 宮崎 篤徳(関西大学 先端科学技術推進機構)

(講演:2013年10月7日)

本リーフレットは、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 「集合住宅"団地"の再編 (再生・更新) 手法に関する技術開発研究 (平成23年度~平成27年度)」によって作成された。

発行: 2014年3月

関西大学

先端科学技術推進機構 地域再生センター

〒 564-8680 大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号 先端科学技術推進機 4F 団地再編プロジェクト室

Tel: 06-6368-1111 (内線:6720) URL: http://ksdp.jimdo.com/